

出雲三刀屋家文書Ⅰ

谷口 正樹

はじめに

出雲三刀屋家文書（以下、本文書群）は、出雲国三刀屋城（現島根県雲南市三刀屋町）主の三刀屋氏関連の文書群である。本文書群は現在大阪歴史博物館に寄託されている。

三刀屋氏関連文書として、既に「三刀屋文書」一二一点が知られているが、本文書群はそれの中に含まれない、新出史料で構成されている。その年代は戦国～近世初期にわたり、三刀屋氏や出雲国に関する研究だけでなく、戦国期の地域領主研究に寄与するものと考ええる。

今回、所蔵者のご厚意により、本文書群を紹介させていただけることとなった。本稿では本文書群全十五点の中から、戦国期の三刀屋氏の中で、その活動を最も鮮明に追うことができる、三刀屋久扶（ひさすけ、弾正忠、？、一五九一？）の受発給文書七点を中心に紹介する^①。

一、三刀屋氏について

三刀屋氏は当初諏訪部氏を称した清和源氏の一族であり、信濃を中心に伊豆・甲斐などに勢力を張っていたが、承久三年（一二二二）九月四日、

承久の乱で功績のあった諏訪部助長が「出雲国三刀屋郷地頭職」に補任されて以来、天正末までの三七〇年余、三刀屋郷を本拠に活動した。

諏訪部氏は一四〇〇年代に入ると、姓を「諏訪部」から本拠地の名を取って「三刀屋」と名乗るようになり、出雲国の有力国衆の一家に数えられるほどの勢力を誇った。戦国期に入り、大内・尼子・毛利氏ら戦国大名が出雲の主導権をめぐる争いを繰り広げると、三刀屋氏は彼らの間で帰属を変え、最終的には永祿五年（一五六二）ごろ、毛利氏の旗下に属し生き延びた。

しかし天正一六年（一五八八）ごろ、三刀屋氏は三刀屋の地から姿を消す。通説では当時の当主久扶が毛利輝元の上洛に同行した際、徳川家康の招きに応じたため、輝元の疑心を買って改易されたとされる。「八箇国御時代分限帳」に「三刀屋四郎兵衛（孝扶、監物）」が「長門阿武郡」に領地をもつとあり、三刀屋氏は長門国に配置換えになったものと思われる。

久扶の子孝扶は慶長の役に従軍し武功を挙げたというが、江戸時代に入ると三刀屋氏は毛利氏の下を離れ、紀伊藩士となるようだ。

ここで、今回中心に取り上げる三刀屋久扶の活動について、史料に則して紹介する。

久扶の「三刀屋文書」における初見は天文二十四年（一五五五）であり、そこで久扶（幼名新四郎）は、父頼扶の跡職の相統を、出雲国の戦国大名尼子晴久に認められる代わりに、軍役などを近年の通りに務めることを求められている⁽²⁾。また弘治三年（一五五七）には晴久の子義久より「久」の一字をもらう⁽³⁾など、尼子氏方の国衆としての活動が窺える。

尼子氏と毛利氏による出雲争覇戦が毛利氏方優勢となりつつあった永禄五年六月二十八日、毛利氏は久扶に対し、三刀屋氏の所領についての愁訴を受け、三刀屋氏の知行を認める文書を送っている⁽⁴⁾。その文書内に「猶三沢方可被申候」とあることから、三刀屋氏のほか、奥出雲の有力国衆である三沢氏^{みざわ}も、永禄五年六月末の段階で毛利氏方に転じていたことが確認できる。これ以降、久扶は一貫して毛利氏方としての活動を行っている。

また久扶は、天正元年（一五七三）、曼殊院覚恕^{まんじゅゐんかくしよ}の天台座主^{てんたいざす}就任に伴い献金を行っており、その褒美に毛氈鞍覆^{もうせんくらおおい}などの免許を受けている⁽⁵⁾。その他出雲国久木の勅願寺再興に関わっており、天正年間の久扶は、延暦寺や朝廷など中央との結びつきを強めていったと思われる。

「三刀屋文書」における久扶の終見は天正十三年（一五八五）の毛利輝元起請文⁽⁶⁾であり、輝元から久扶の元就以来の忠節を忘れない旨を約束されている。この他、久扶は吉川元春・元長に対し起請文を提出したり、吉川氏からの出陣要請に応じていない様子が『毛利家文書』『吉川家文書』で確認できる⁽⁷⁾。複数回にわたる起請文のやり取りは、裏を返せば毛利氏への忠誠を度々示す必要があったことの表れであり、軍事行動の拒否も踏まえると、久扶は毛利氏・吉川氏麾下に属しながら、一定度の自立性・遠心性を有していたといえよう。

天正十三年以降の久扶の活動を記した史料は、管見の限り確認できない。

前述の通り、同十六年の上洛が契機で毛利氏の不興を買い、三刀屋の地から移封され、その後数年のうちに没したと考えられるが、詳細は不明である。

二、「三刀屋文書」について

前述の「三刀屋文書」一二一点は、原本の所在は不明だが、彰考館編『諸家文書纂』に延宝七年（一六七九）の写があり、これを底本として『大日本史料』などに翻刻されている。

奥書によると、紀州藩士三刀屋伴藏（扶明）が所蔵していた文書類を、水戸藩が『大日本史』編纂のため書写したもので、延宝七年十月十日に写したもののといい、承久三年（一二二二）から天正十三年までの文書で構成されている。

この「三刀屋文書」と本文書群の関係については不明だが、「三刀屋文書」巻末の目録に記載はありながら、一二一点の内には確認できない史料が本文書群に収録されていることから、おそらく本文書群は本来「三刀屋文書」に含まれていたが、水戸藩による書写以前に流出したものと考えられる。

三、本文書群の紹介

本文書群は、史料一五点を一巻の卷子（図1。長さ三五・五cm、直径一九・〇cm、軸長三八・〇cm、軸径七・五cm）に仕立て、最後に奥書を記す形をとり、蓋部に墨書で「古書 一巻」とある木箱（図2。縦四〇・〇cm×横八・〇cm×高さ八・五cm）に収められている。史料年代は戦国初期から元和六年（一六二〇）であり、三刀屋忠扶・為扶・誠扶・久扶・孝扶と、戦国～織豊期の三刀屋氏当主関連の文書で構成されている。文書の全体像については表1を参照されたい。

本稿ではそのうち、三刀屋久扶が受発給者となっている史料七点を紹介する。史料画像は末尾を確認されたい。

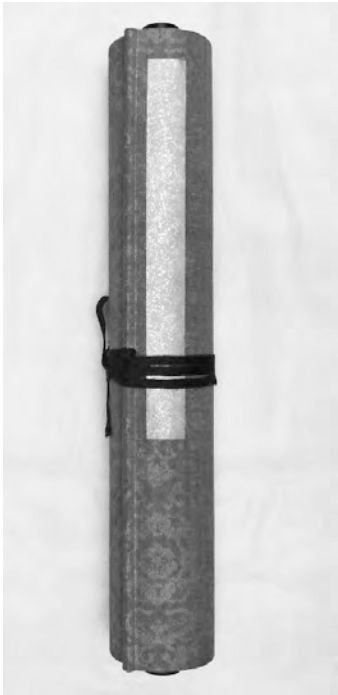


図1 巻子



図2 木箱「古書 一卷」

表1 出雲三刀屋家文書一覧

史料番号	史料名	年月日	発給者	受給者	法量 (タテ×ヨコ)
1	遠江守為意書状	3月5日	遠江守為意	三刀屋忠扶	16.0cm×43.5cm
2	三刀屋久扶書状案				25.0cm×62.5cm
2-1	三刀屋久扶書状案	12月26日	三刀屋久扶	妙音院	
2-2	三刀屋久扶書状案	12月26日	三刀屋久扶	妙音院	
2-3	三刀屋久扶書状案	12月26日	三刀屋久扶	廳幣	
3	一色藤長書状	1月28日	一色藤長	三刀屋久扶	封紙 21.0cm×9.0cm 本紙 16.0cm×44.0cm
4	三刀屋為扶宛行状	大永2年 (1522) 12月20日	三刀屋為扶	修理亮	24.5cm×35.0cm
5	以問? 書状	3月25日	以問?	三刀屋孝扶	封紙 17.0cm×6.5cm 本紙 31.5cm×45.5cm
6	三刀屋誠扶書状	12月	三刀屋誠扶	野州様	封紙 21.0cm×8.0cm 本紙 16.0cm×37.5cm
7	浄光院宗範書状	8月3日	浄光院宗範	三刀屋久扶	封紙 23.0cm×9.0cm 本紙 18.5cm×41.0cm
8	三刀屋久扶書状案	10月25日	三刀屋久扶	廳幣	25.0cm×39.0cm
9	上里規貞書状	慶長4年 (1599) 8月6日	上里規貞	三刀屋孝扶	30.5cm×48.5cm
10	安藤直次・水野重央・彦坂光正知行目録	元和6年 (1620) 8月26日	安藤直次 水野重央 彦坂光正	三刀屋孝扶	32.5cm×49.0cm
11	三刀屋為扶書状	5月15日	三刀屋為扶	三刀屋誠扶	24.0cm×45.5cm
12	三沢為清起請文	永禄5年 (1562) 7月3日	三沢為清	三刀屋久扶	26.0cm×37.0cm
13	安国寺恵瓊書状	2月4日	安国寺恵瓊	三刀屋新四郎	28.0cm×43.0cm
参考	奥書				17.5cm×28.0cm

2 三刀屋久扶書状案

2-1 三刀屋久扶書状案

先年、前天台座主御門様宣命之儀、被仰下、
 依存其旨、今度從青蓮院殿御門跡様被達
 天聽、以先例筋目被成下御綸旨候、誠私へ御
 卷数并御書謹而頂戴仕候、当家之所望、累
 代之美目不可過之候、殊毛利・小早川・吉川・宍戸
 所迄、御門主様被成御書候、忝儀更不能言上候、
 是併貴院御馳走之故候、此等之趣、可然候様ニ
 於被達上聞者、尚以可忝存候、恐惶謹言

十二月廿六日 久扶

妙音院御房

2-2 三刀屋久扶書状案

今度宣命之儀、以御馳走見米相調、大慶此
 事候、殊毛利・小早川・吉川・宍戸所迄、從青門様
 被成御書候、忝義難申尽候、就其、親王様
 御短冊、并被對貴院御白昏被副下候、又中院
 殿被成御書候、重畳家々面目不可過之候、此
 度御礼義雖可申上候、自是追而可得御意候条、
 此等之趣、可然様御被成奉頼候、恐惶謹言

十二月廿六日 久扶

妙音院御房
参人々御中

2-3 三刀屋久扶書状案

今度從御門跡様、就宣命之義、御状令
 拜見候、如仰御綸旨頂戴之事、偏武運
 長久之基、忝存候、就其、進上物之事、銀子
 卅(貫カ)四匁致進獻之候、妙音院へ致通約之
 首尾相済候、此意趣可然様、可令達上
 聞様候、委細妙音院可為御演說候、恐惶
 謹言

十二月廿六日 久扶

廳弊法眼御坊
参貴報

2-1から3は一紙に書かれており、いずれも覚恕の天台座主就任に関
 する三刀屋久扶の発給文書の写しである。これらの史料から、久扶は座主
 就任に際し銀子の進上などの馳走を行い、褒美として卷子などを受け取っ
 たことがわかるが、注目されるのは、久扶が、青蓮院門跡尊朝しょうれんいんが「毛利・
 吉川・小早川・宍戸所」ら、所謂毛利氏一門に「御書」を送ったことに対
 し、謝意を述べている部分である。

「三刀屋文書」には、尊朝が毛利輝元・吉川元春・小早川隆景に対し、
 三刀屋氏の馳走に対し、毛氈鞍襲などの着用許可が下りたため、入魂を頼
 み入ること、詳細は宍戸隆家に伝えたと言った史料がある⁸⁾。2-1・2
 の「御書」は上述の史料、あるいはそれに近い形での、久扶の馳走を毛利
 氏らに伝えた文書を指すと思われる。

久扶の天台座主に対する貢献は、その見返りとして栄典を獲得し、家名
 を高めることにあつたと考えられるが、その意義は、毛利氏の傘下にあつ

でも、中央との繋がりをアピールすることで、一定の自立性を得ることにあったのではないかと思われる。

3 一色藤長書状

(封紙ウハ書)

「 一色式部少輔

三刀屋彈正忠殿^(久扶) 藤長

」

天台座主御宣命之

儀、可有御馳走之由、示預候、

則令披露候、為

禁裏被成 宣下之儀候、

御冥加不可過之候之条、

此刻急度可有御調之由

為 上意被仰下候、委細

妙音院可為御演伸候、

恐々謹言、

正月廿八日 藤長 (花押)

三刀屋彈正忠殿

発給者の一色藤長は、足利義昭側近の一人で、大名・幕府間の取次などに従事した。天台座主の宣命に際する要脚の収集や、元三^{がんさん}会など、比叡山関係の案件の大名への取次にも、上野信恵とともに関わっている⁽⁹⁾。

本史料は、藤長が三刀屋久扶に対し、天台座主の就任に際する馳走に励むべきこと、またそのために禁裏の宣下が出たのは非常に光栄であると伝

えている。また、藤長の使者として妙音院が三刀屋に赴いている。

信恵との連名ではなく、藤長単独での発給であることから、天正二年(二五七四)正月以降のものと推察される⁽¹⁰⁾。足利義昭政権の変遷を考察するうえでも興味深い。

7 浄光院宗範書状

(封紙ウハ書)

「 山門 精進代浄光院

三刀屋彈正忠殿^{御宿所} 法印宗範

」

明年 元三^{がんさん}会御頭役之儀、

以 座主親王御判形御差定候、

御武運長久子孫繁栄之

基、不可過之候、莊嚴方急度

於被仰付者、併可為 大師

御敬信随一候、猶使僧申

含候、恐々謹言

八月三日 法印宗範 (花押)

三刀屋彈正忠殿^{御宿所}

延暦寺の精進代である浄光院宗範から久扶に対し、元三⁽¹¹⁾会⁽¹²⁾の頭役に三刀屋氏が選ばれたため、その執行を依頼する書状である。三刀屋氏が元三⁽¹²⁾会⁽¹²⁾関連の文書を有していたことは「三刀屋文書」の奥書に記載がある⁽¹²⁾が、本史料がそれにあたると思われる。

8 三刀屋久扶書状案

重疊尊札拝受仕候、抑御門主様

就御宣命之儀、可致馳走旨、申上辻之

事、此度御出僧江可申諸義候処、不慮二因

幡伯耆境目依錯乱、毛利分国中

悉相催出陣候、就夫各相□事義罷

出候条、此節之儀勘渡不申候而、心外二奉

存候、餘程斜少之様御座候、先為御最前

当判三手近比御方へ渡、進覧之間

何篇申上首尾之所、聊心不可有違

義候、委曲之趣妙音院へ申入候、就中

十手申上一書之^義、被備上覧、被成

袖御判由、被沙汰候、誠忝次第候、被

御取成候外、無代候、万々妙音院可有御演

説候条、不能濃筆候、恐惶謹言

十月廿五日 久扶

廳幣法眼□□

久扶から2―3書状の宛先である廳幣に対し、覚恕の天台座主就任に際しての馳走を約束していたが、思いがけず因幡国と伯耆国の境目が混乱状態となり、毛利氏の分国中に出陣要請があったため、十分な馳走ができなかったことを謝罪する内容である。本史料も天台座主就任関連のものであるため、天正元年（二年）ごろの史料と推測される。当時の毛利氏領国の状

況を窺わせる史料である。

12 三沢為清起請文

就先日之国惣劇、別而御等閑有間敷

通、以神文預示候、御懇意候段、本望至候、

然上者、於何事茂一切不可有疎意候、為其

従是も以神文申入候、若於有偽者、可被蒙

梵天帝釈、四大天王、惣テ日本国中大小神祇、

殊杵築大社、当所古社明神、諏訪大明神、

八幡大井、天満大自在天神御罰者

也、仍神文如件

永禄五 七月三日 三沢左京亮 為清（花押）

三刀屋彈正忠殿

本文書の発給者である三沢為清は、出雲国三沢（現島根県仁多郡奥出雲町）に拠点を置く、三刀屋氏と並ぶ国内の有力国衆三沢氏の当主である。三沢氏も三刀屋氏と同様当初は尼子氏方に属していたが、永禄五年頃を契機に毛利氏方に移り、以降は毛利氏傘下として活動する一族である。

本史料は永禄五年七月三日付であり、「国之惣劇」に際し、三沢氏との関係をおろそかにしないことを、三刀屋久扶は起請文をもって約束してくれた。そうした久扶の「御懇意」は本望であり、その上においては、為清は久扶を粗雑に扱わないことを、起請文の形で誓約する史料である。

尼子氏と毛利氏の戦争下において、三刀屋氏・三沢氏が協調して動く

としていたことが窺える。永禄五年六月末には両氏とも尼子氏から離脱し、毛利氏の傘下に入ったと思われるが、恐らくその背景には、本史料でみられるような、両氏間での緊密なやり取りがあったと想定される。出雲国が大名権力間の抗争に巻き込まれる中、国衆たちの中でその帰属が問題となっていたことは、『陰徳太平記』などの軍記物や、断片的な史料から確認できるが、そうした危機的状況において、国衆間での連絡が取られていたことを示す、貴重な史料である。

(参考) 奥書

三刀屋彈正左衛門

久祐

右、出雲国之侍ニテ武勇有之、

毛利元就雲州発向之節、毛利家へ

随順、度々手柄を顕し、其後

吉川元春ニ附属、芸州山県郡

之内ニ居住

但三刀屋ハ雲州之在名ニ而、

毛利家穴戸など陣之所也

三刀屋藏人

右、同姓之親族也、尼子ニ随順、

元就後之雲州攻之節、同国

勝間之城之寄手ニ而討死

本文書群の巻末に貼り付がれており、三刀屋彈正左衛門久祐^(註)が出雲国の侍で武勇の誉れ高く、毛利元就の出雲攻め時に毛利氏に従い手柄を挙げたこと、その後は吉川元春に従い、安芸国山県郡内に居住したことに加え、久扶とは逆に尼子氏に従い、「元就後之雲州攻^(註)」の際、毛利氏が抛る出雲国勝間城（現島根県松江市鹿島町名分）の攻撃に尼子氏方として参加し、討死したという三刀屋藏人の事績について記されている。

おわりに

今回紹介した三刀屋久扶の史料からは、毛利―尼子戦争下における帰属をめぐる三沢氏との協調や、毛利氏の傘下に入って以降も、中央との関係を結び、そのことを主家である毛利氏一門に示すことで、「家中」における一定の立場を得ようとした久扶の動きが確認できる。それは他の史料等で確認できる国衆たちの動向や、三刀屋氏の持つ自立性を裏付けるものであることに加え、大名間抗争下における国衆の動向や、大名傘下に入った後の彼らのあり方など、他地域の国衆の存在形態との比較を行う素材ともなりうる。本史料が戦国期出雲国研究や、地域領主研究に活用されることを期待したい。

なお、今回紹介できなかった史料も、中世後期、あるいは豊臣期から江戸初期にかけての三刀屋氏の動向を追う上で重要な史料である。これらについては今後紹介したい。

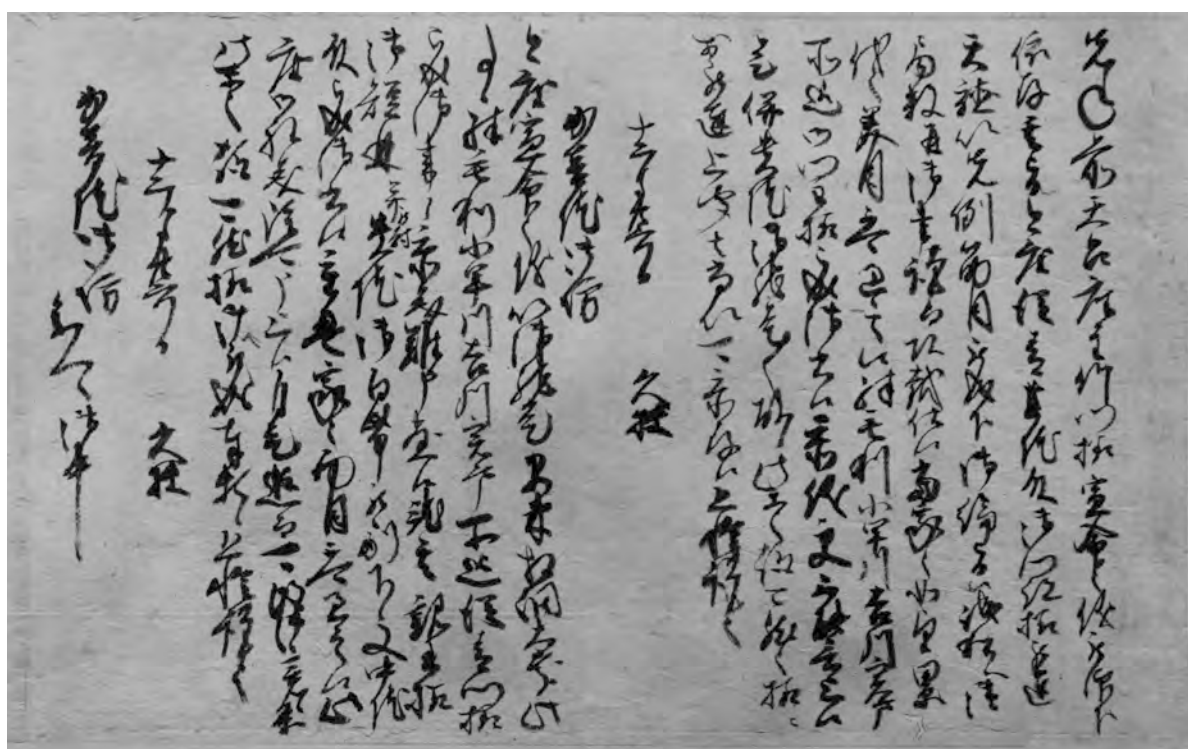
最後に、本文書群の紹介をご快諾頂いたご所蔵者に感謝を申しあげる。

注

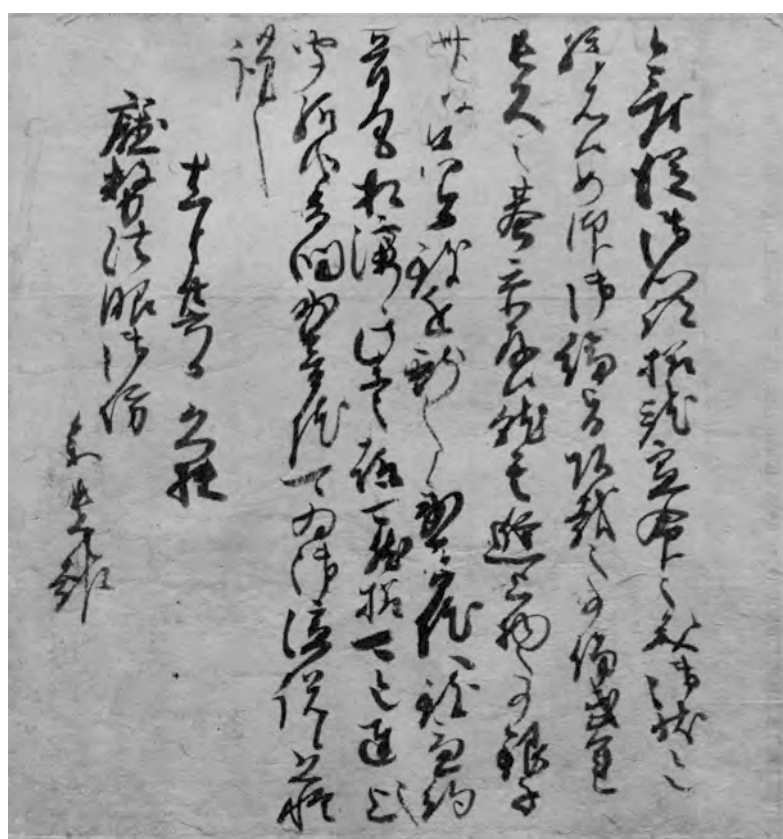
- (1) 久扶の生没年は『尼子氏関連武将事典』によった。
- (2) 『三刀屋文書』一〇二号文書。なお、『三刀屋文書』の通し番号は、『三刀屋氏とその城跡』によった。
- (3) 『三刀屋文書』一〇三号文書。
- (4) 『三刀屋文書』一〇五号文書。
- (5) 『三刀屋文書』一一四号文書など。
- (6) 『三刀屋文書』一二一号文書。
- (7) 天正三年(一五七五)四月二四日付三刀屋久扶起請文(『大日本古文書 家わけ九 吉川家文書』六一一号文書)、七月十七日付吉川元春書状(『大日本古文書 家わけ八 毛利家文書』七九六号文書)。
- (8) 『三刀屋文書』一一八号文書。なお『三刀屋氏とその城跡』は一一八号文書を天正二年に比定するが、そうであれば本史料も天正二年に比定できよう。
- (9) 元亀元年(一五七〇)カ益田藤兼宛上野信恵・一色藤長連署書状(『大日本古文書 家わけ二二 益田家文書』二九八号文書)など。
- (10) 上野信恵は天正元年に足利義昭より叱責を受け、奉公を解かれており(木下昌規「足利義輝・義昭期における將軍御供衆一色藤長」戦国史研究会編『戦国期政治史論集 西国編』二〇一七、岩田書院所収)、本文書は天正元年以降のものと考えられる。
- (11) 延暦寺第十八代座主良源(元三大師)を本尊として、同寺横川の四季講堂で毎年正月三日に行う法華講会。
- (12) 『三刀屋文書』奥書の目録に「天台元三會之書」が確認できる。
- (13) 毛利氏・尼子氏間の戦争を指すと考えられる。永禄五年段階の戦況は、毛利氏が出雲国に勢力を拡大し、尼子氏の劣勢が明確になりつつある状況であった。
- (14) 尼子氏が永禄九年(一五六六)に滅亡した後、同十二年に山中幸盛らが推戴した尼子勝久によって「再興」された尼子氏との戦いを指す。

参考文献

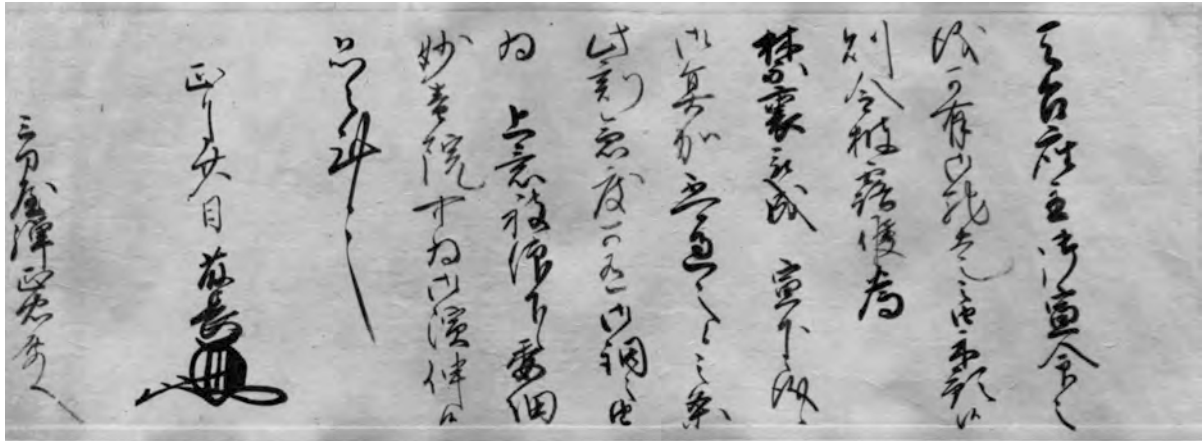
- 島根県広瀬町観光協会・妹尾豊三郎編著『尼子氏関連武将事典』ハーベスト出版、二〇一七
- 寺井毅『尼子氏の城郭と合戦』戎光祥出版、二〇一八
- 三刀屋城跡調査委員会編『三刀屋氏とその城跡』一九八五
- 三刀屋町誌編さん委員会編『三刀屋町誌』一九八二
- 『三刀屋文書』(『国史大辞典』第一三卷、一九九二、吉川弘文館所収、山口隼正執筆)



2-1 三刀屋久扶書状案 (右)、2-2 三刀屋久扶書状案



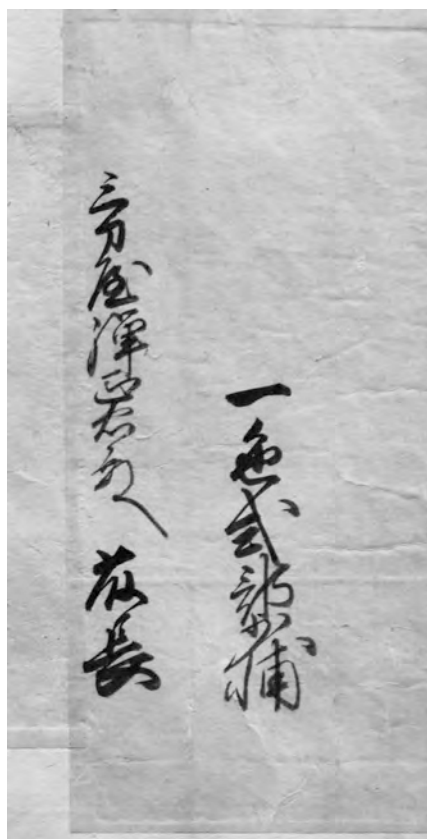
2-3 三刀屋久扶書状案



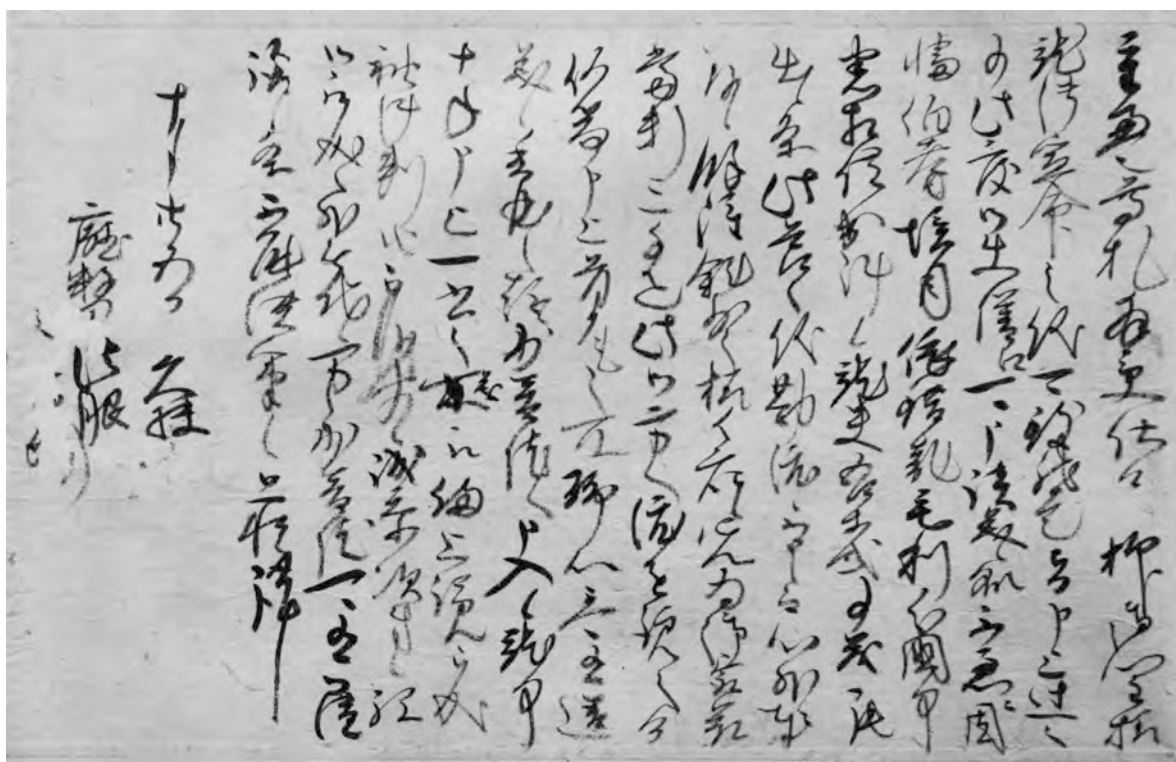
3 一色藤長書状



7 宗範書状



3 一色藤長書状 封紙、7 宗範書状 封紙



8 三刀屋久扶書状案

